

北部基幹病院整備に関し早急な知事判断を求める意見書

医療体制の確保は、住民の命と暮らしを守る根幹をなすものであり、北部地域の医療が逼迫する中、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合は一刻の猶予も許されず、沖縄県、北部 12 市町村が一体となつての基幹病院の早期整備を強く切望しています。

北部地域の医療格差の是正に、これまで沖縄県、北部地区医師会及び同病院、北部 12 市町村による「統合問題の基本的枠組みに関する協議会」が第 6 回（平成 31 年 1 月 29 日）を最後に協議が行われておりません。

北部市町村会では 2 月 4 日、北部市町村議会議長会では 2 月 5 日及び北部 12 市町村議会においてはそれぞれにおける 3 月定例会等で、「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書を早急に締結すること」をはじめとする北部地域基幹病院整備に関する意見書及び決議が採択され、さらに沖縄県議会では、2 月定例会最終日本会議（3 月 27 日）において、「北部基幹病院の早期整備に関する決議」が全会一致で可決されております。

6 月 7 日に行われた県議会議員選挙においては、多くの候補者が医療・福祉の充実等を訴えており、とりわけ名護市区及び国頭郡区の立候補者全員が北部基幹病院の早期整備に関わる政策を前面に掲げて、第 13 期の県議会議員 48 議席が確定しました。新県議会においても北部基幹病院に関する説明が必要であると考えます。また、北部地域の医療格差の是正に向け早急な協議会の再開が必要であり、今後の北部基幹病院整備を進めるための基本構想・基本計画策定には、多くの人材と多大な時間を要することと、これまででない議論が尽くされるものと思慮しております。

つきましては、北部基幹病院整備に関し、下記事項について早期に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 北部基幹病院整備に関し知事の早急な判断を求める。
- 2 北部地域の医療格差の是正に向け早急に協議会を再開すること。
- 3 「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書（案）」第 4 条の整備協議会の役割、組織、構成員及び運営方法について早急に詳細を示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 7 月 1 日

沖縄県名護市議会

宛先 沖縄県知事